

豊丘村キャラクター「だんQくん」着ぐるみ使用規程

(趣旨)

第1条 この規程は、豊丘村キャラクター「だんQくん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という）を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定める。

(管理)

第2条 着ぐるみの管理場所等については、別表のとおりとする。

(使用承認申請)

第3条 着ぐるみを使用するものは、あらかじめ、着ぐるみ使用申込書（様式第1号）に必要な書類を添付して、豊丘村長（以下「村長」という）に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の申込書は、貸出日3月前から貸出日3日前までの期間に提出しなければならない。ただし、村長が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

(貸与の許可)

第4条 着ぐるみを使用できるのは、次の範囲内とする。

- 一 豊丘村及び豊丘村のPR活動に関する事業。
- 二 コミュニティの活性化を目的とした地域のまつり等。
- 三 その他、村長が認めた場合。

2 村長は、前条の申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、着ぐるみの使用を許可する。

- 一 豊丘村の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。
- 二 正しい使用方法に従って使用されないおそれがあるとき。
- 三 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- 四 特定の個人、政党、宗教団体を支援又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- 五 その他、村長が着ぐるみの使用について不適當であると認めるとき。

3 前項の許可は、着ぐるみ使用許可書（様式第2号）をもって行う。

(使用上の遵守事項)

第5条 被許可者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 許可された用途のみに使用すること。

- 二 使用期間を遵守すること。使用後は3日以内に返却すること。
- 三 着ぐるみ返却後、着ぐるみ使用報告書（様式第3号）に写真を添付し、提出すること。
- 四 その他、村長が特に付した条件に従って使用すること。

（貸与許可の取消）

第6条 被許可者が、前条に定める事項を遵守しなかったとき、又はその他この規程に違反したときは、その許可を取り消すとともに、以後の使用は許可しない。この場合、被許可者に損害が生じても、村長はその責を負わない。

（原状復帰）

第7条 着ぐるみを汚損した場合は、被許可者の責任と負担により、修補又はクリーニングを行い、原状に復さなければならない。

2 前項の規定に関わらず、村長が、着ぐるみの修補又はクリーニングを求めたときは、被許可者はこれに従わなければならない。

（許可者の責任）

第8条 着ぐるみの使用により、被許可者が被った被害に対しては、村長は一切その責めを負わない。

（補則）

第9条 この規程に定めるものの他、着ぐるみの取扱いに係る必要な事項は、村長が別に定める。

附則

この規程は、平成23年10月1日より施行する。

別表

着ぐるみ管理場所	管理する着ぐるみ
豊丘村役場（総務課企画財政係） （長野県下伊那豊丘村大字神稲3120）	1体